

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第66回会議議事録

日 時	令和7年7月7日（月） 午前10時00分～午前10時45分	
開催場所	市庁舎18階さくら16会議室	
出席者	委 員	松村部会長、村上委員、金井委員、板垣委員、久末委員 (全員WEB会議システムによる出席)
	事 務 局	市民局市民情報室 青木室長、平賀課長、川田係長、小池係長、小倉係長、鈴木係長、ほか関係職員2名
欠席者	なし	
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議 題	オンライン閲覧サービス等の導入に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の改正について	
議事及び決定事項	<p>開会に当たり、部会長が、WEB会議システムによる開催を確認した。</p> <p>(1) 前回意見について</p> <p>(事務局) 前回いただいた意見に係る整理について説明（資料(1)に基づき説明）</p> <p>(松村部会長) 任意提供情報を開示請求の対象外にするという話について、宇賀先生の逐条解説を確認したところ、自治体でそうしたことを行っているということは、やはり言っていない。</p> <p>前回も紹介したように、東京都は行っているが、行政上の措置によって法律の対象が動くのはやはりまずいのではないかといった趣旨が宇賀先生の逐条解説にもあり、私も同じ意見である。国がやっておらず、東京都がより広い範囲で、インターネットで提供するものは開示請求の対象外という趣旨の規定を置いているが、それ以外の自治体がどうかは分かったのか。</p> <p>(事務局) 前回御照会いただき、調べたところ、オンラインでこういった情報を提供しているという事例が他の自治体は東京都以外になく、参考にするものがなかった。他都市の事例としてはなかった。</p> <p>(板垣委員) 確か、川崎市や横須賀市は任意提供をしている。</p> <p>(事務局) 任意提供は行っているかもしれないが、オンラインで提供しているかは把握していない。</p>	

	(板垣委員) オンラインでは行っていないが、任意提供は行っている。そして任意提供したものについて適用除外としていた記憶がある。 適用除外までしているかはともかく、金入りの入札情報や、定期的に出てくる食品衛生法上の飲食店営業許可の情報などを任意提供しており、提供しているものについては適用除外を行っていたように記憶している。 適用除外については、御承知のとおり、法律や条例、規則などの条文で自治体のホームページや図書館で見られるものは幅広く適用除外としてきた。それと同じような考え方ではないか。
(事務局)	そのとおり。図書館等で配架しているものについては条文で適用除外というのはどこの自治体でも行っている。今回、任意提供される情報の閲覧を電子で行う、オンラインで行うということもそれと同じようなものだと考えている。オンライン上であり、図書館という実態のものではないが、そこにアクセスすれば見られるという意味では同じ考え方であり、その条文の適用を拡大するという考え方である。
(板垣委員)	私もそう考える。 オンラインで見られるというのは図書館で見られるというのと同じだから、除外するという考えだろう。
(事務局)	そのとおり。
(板垣委員)	図書館や役所の窓口においても、端末のようなものを使えば結局同じものは見られるわけであるから、オンラインに慣れていない方でも役所に来る、あるいは図書館等に行けば、同じものが端末から見られるという理解でよいか。
(事務局)	そのとおり。
(板垣委員)	そこを強調すれば適用除外についても納得が得られるのではないかと思う。
(松村部会長)	図書館等で見られるものについては、現行条例でも措置している。それ以外に情報公開システムでの任意提供情報もトータルとして除くということは、現行の図書館等で提供しているものの除外規定では読めないというのが事務局の解釈であることは前回確認した。 東京都も公的システムでの公開情報に対する適用除外ではなく、別途インターネット等での公開情報は除外という規定を置いている。そういう意味では今回の措置とい

うのはあまり例がないのではないか。

川崎市と横須賀市の事例は確認してほしい。

実質的に開示請求者には影響がなく、事務局としても開示請求の対象としておくと実務上デメリットが大きく、除外することによって実務上メリットが大きいという説明である。私はあえてこうした規定を置かなくてもよいと思うが、他の委員はどうか。オンラインで自由に市民が入手できる情報という形にすれば実害はなく、実務上のメリットもあると考えるか。

(久末委員)

オンライン閲覧のシステム自体が市民サービスの向上というフレームでの建付けのため、こうした観点から、効率化、迅速化という面において適用除外、現実そうするかは後で検討の余地があると思うが、適用除外というのはあり得ると考える。

(村上委員)

実際は無料で見られることから、市民からの同意が得られると思う。実務上としての選択肢もあると思う。実務上コストがかかるということであれば改正もやむを得ないと思う。

(松村部会長)

他に意見はあるか。

(委員)

意見なし

(松村部会長)

また意見があれば、この後の説明の中でも引き続き議論していきたい。

(2) 改正案骨子について

(事務局) 改正案骨子（案）1について説明（資料(2)に基づき説明）

(松村部会長) 2段落目に「この再開示の趣旨は…するため等の制度である。」とあるが、この「等」は何か。

(事務局) 逐条解説を見ると、閲覧した上で写しを交付するという例を挙げているが、もう一つ、最初から写しの交付を求め、その写しの交付を見ていたら他の部分の写しも欲しくなるというパターンがある。その場合は再開示を認めるが、オンラインシステムについては最初から見せている制度であり、その事例は当てはまらないと考えたため、「等」と簡略化した。

(松村部会長) 再開示制度の趣旨がこのとおりで、それはカバーできるからという論旨になっている。「等」とされている趣旨もカバーされているのかが気になった。先ほどの説明を聞くと、「等」をあえて入れる必要もないのではないか

	か。
(事務局)	承知した。先ほど紹介した写しのパターンは今回のオンライン閲覧に直接関わる理由ではない。「等」は削除してもよいと考える。
(松村部会長)	他に意見はあるか。
(委員)	意見なし
(事務局)	改正案骨子（案）2について説明（資料(2)に基づき説明）
(松村部会長)	明らかになっている事例では東京都においてインターネットで提供しているものは除くという規定があるが、そこまでではなく、情報公開システムの定義規定を条例に置き、特定のシステムで提供した情報に限り除外にするという、限定的な除外措置というものを考えているということだった。
(委員)	他の委員もこれでよいか。
(事務局)	意見なし
(事務局)	改正案骨子（案）3について説明（資料(2)に基づき説明）
(松村部会長)	現行の個人情報保護条例で、写しの作成・交付の手数料は別途規定してあるのか。
(事務局)	そのとおり。
(松村部会長)	それに追加して今度は、電子情報処理組織を使用した場合の写しの交付に係る手数料についても、情報公開条例と合わせた形で規定を置くという趣旨か。
(事務局)	そのとおり。
(村上委員)	個人的には既存の写しの交付手数料だけを定めておけばよいと考えるが、政策的判断であり、情報公開の方でも既に定まっていることから、このような方針も仕方ないと思う。
(松村部会長)	ダウンロードの話に限ればコストがかからないのではないかという意見は、私も村上委員と同じである。
	個人情報保護条例で、通常、紙ベースあるいは電子情報も含め、作成手数料は別途規定していて、それをオンラインで行うときについても、そのところだけを見るとコストはかかるないかもしだれないが、情報公開制度と合わせた上で手数料を取るのは仕方ないのではないかと私も思う。

	他に意見があるか。
(委員)	意見なし
(松村部会長)	3件全体について意見、質問があるか。
(委員)	意見なし
(松村部会長)	前回、今回の審議において、3点の条例改正事項は、いずれも妥当性があるものと御判断いただいたものとする。 御意見を踏まえ、若干の字句修正は部会長と事務局にお任せいただけるか。
(委員)	はい。
(松村部会長)	これまでの審議状況を踏まえ、次回の審査会では最終答申案を出してもらいたい。 また、その際に次の2点の文言を入れていただきたい。 1点目に、情報公開システムにより任意提供される情報へのアクセスは、情報公開条例による開示請求と比べ、不利益にならないようにする必要がある。具体的には、情報リテラシーの問題や、手数料の問題である。前回の審議でも手数料は同じという回答だったが、その点に対し、審査会として意見を述べたい。 2点目に、情報公開システムを利用して任意提供した場合に、開示請求対象の除外とするというところで、任意提供の対象が金入り設計書等、全部開示されるようなものを提供するというような説明があった。 実務を見ると、前回の審査会で国土交通省の説明もしたが、入札情報の開示請求が多いときには5、6万件と、地方整備局においてかなり大量に請求され、相手が知りたいのは金額の一部なのに対し、既存の文書だと大量の文書が対象文書として特定されてしまう。文書単位で特定するというのが最高裁の判決であり、文書単位で特定してしまうと、相手が要求していないものまで特定してしまい、ややこしいことになる。そのため、情報提供している部分というのは、かなりの部分が、相手が欲しい部分を整理したものを提供しているケースがかなりある。 これまで全部開示しているものだけというのは、実務的に狭すぎる。その点について、審査会として多少意見を付けさせていただき、「市民のニーズに応じた形での情報の作成、提供など、情報公開システムを利用した情

	<p>報提供施策の拡充に期待したい。」といったことを付け加えたい。市民が必要とする情報を作成し、あるいはこうしたものをどんどん提供することで、実務的にもかなりメリットが出るはずである。そういう点も、せっかく除外制度を作る上で、併せて触れていただけたらと思う。</p> <p>(事務局) 承知した。</p>
特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 前回意見と整理</p> <p>(2) 改正案骨子（案）</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回予定：令和7年9月1日（月） 市庁舎18階さくら14会議室</p>

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。